

令和6年第1回臨時会

当別町議会会議録

令和6年5月14日 開会

令和6年5月14日 閉会

当別町議会

令和6年第1回当別町議会臨時会 第1日

令和6年5月14日（火曜日） 午後 2時20分開会

議事日程（第1号）

開会・開議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
（令和5年度当別町一般会計補正予算（第6号））

第 5 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて
（当別町部設置条例の一部を改正する条例制定について）

第 6 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて
（当別町税条例の一部を改正する条例制定について）

報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて
（当別町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について）

第 7 議案第 1号 令和6年度当別町一般会計補正予算（第1号）

第 8 議案第 2号 令和6年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

閉 会

午後 2時20分開議

出席議員（15名）

1番	角田 広佑 君	2番	海野 学 君
3番	芳形 幸夫 君	4番	櫻井 紀栄 君
5番	佐々木 常子 君	6番	佐藤 立 君
7番	西村 良伸 君	8番	五十嵐 信子 君
9番	山崎 公司 君	10番	秋場 信一 君
11番	山田 明 君	12番	古谷 陽一 君
13番	島田 裕司 君	14番	稲村 勝俊 君
15番	高谷 茂 君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後藤 正洋 君
総務部長	長谷川 明 君
総務課長	佐藤 剛一 君
財政課長	石原 信登志 君
企画部長	乗木 裕 君
企画部参与	長谷川 道廣 君
住民環境部長	種田 統 君
福祉部長	森 淳一 君
福祉部参与	江口 昇 君
経済部長	三上 晶 君
経済部参与	吉野 裕宜 君
建設水道部長	高松 悟志 君
建設水道部参与	岩城 正志 君
教育 長	三澤 吏佐子 君
教育部長	山田 雅俊 君
農業委員会事務局長	山崎 一 君
代表監査委員	岸本 護 君

事務局職員出席者

事務局 長	熊谷 康弘 君
-------	---------

次 長 玉 木 聰 美 君
係 長 中 鉢 将 太 君
主 任 角 谷 光 彦 君

◎開会・開議の宣告

(午後 2時20分)

○議長（高谷 茂君） ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、令和6年 第1回当別町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきにお配りをいたしております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

2番 海 野 学 君

9番 山 崎 公 司 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高谷 茂君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、令和6年5月14日、本日1日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（高谷 茂君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧願います。

以上で報告を終わります。



◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第4、報告第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました報告第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

令和5年度当別町一般会計補正予算（第6号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月29日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいたごとうとするものであります。

本補正予算は、歳入歳出ともに7,096万1,000円を増額し、その総額を143億1,531万円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、地方債の補正につきましては、3ページに記載の第2表をご高覧いただきたいと存じます。

歳出の主なものとしたしましては、財政調整基金への積立金1億2,877万円を増額し、まちづくり基金への積立金2,014万8,000円、ふるさと納税返礼品発送業務に伴う負担金3,030万円などを減額するもので、この財源としたしましては地方交付税1億2,865万8,000円などを増額し、寄附金5,680万9,000円などを減額して処置いたしました。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第1号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第5、報告第2号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました報告第2号 当別町部設置条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

令和6年4月1日からの組織再編に伴い、部の分掌事務を改めるため、当別町部設置条例の一部を改正する条例制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月29日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第2号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第3号、報告第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第6、報告第3号、第4号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま一括議題となりました報告第3号 当別町税条例の一部を改正する条例制定について及び報告第4号 当別町都市計画税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

報告第3号及び第4号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことなどに伴い、当別町税条例においては個人住民税の定額減税の実施に係る規定の追加、固定資産税の土地に係る現行の負担調整措置の継続など所要の改正を行い、当別町都市計画税条例においては固定資産税と同様の特例措置を講ずるための引用条項の改正

など所要の改正を行い、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月31日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

以上、報告2件につきましてよろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第3号、第4号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第3号、第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時30分

○副議長（稲村勝俊君） 再開します。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○副議長（稲村勝俊君） 日程第7、議案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第1号 令和6年度当別町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに3億2,008万3,000円を増額し、その総額を128億7,062万9,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては、定額減税調整給付金に係る補助金8,500万円、価格高騰重点支援給付金に係る補助金6,040万円、過年度分町税還付金1,740万円、介護サービ

ス事業特別会計への繰出金3,843万円、養護老人ホーム長寿園運営に係る補助金9,700万円、地域計画策定業務委託925万1,000円などを増額するもので、この財源といたしましては国庫支出金1億5,533万4,000円、道支出金1,180万8,000円、繰入金9,700万円、繰越金5,594万1,000円を増額して処置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○副議長（稲村勝俊君） 質疑を求めます。



◎動議の提出

〔「副議長」と言う人あり〕

○副議長（稲村勝俊君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） ただいまの議案第1号 令和6年度当別町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議を提出いたしたいと思います。

○副議長（稲村勝俊君） ただいま佐藤議員から修正動議の発議がございました。内容確認のため休憩し、議会運営委員会を開催いたします。

休憩します。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時39分

○副議長（稲村勝俊君） 再開します。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決（続行）

○副議長（稲村勝俊君） 議案第1号に対し、佐藤議員ほか3名から発議がありました修正動議についてお手元に配付の修正案とともに動議が成立していることを議会運営委員会において確認しましたので、提出者の説明を求めます。

佐藤議員。

○6番（佐藤 立君） それでは、発議者、当別町議会議員、佐藤立、同じく櫻井紀栄、同じく芳形幸夫、同じく角田広佑による議案第1号 令和6年度当別町一般会計補正予算（第1号）に対する修正案の提案理由のご説明を申し上げます。

本修正案は、議案第1号 令和6年度当別町一般会計補正予算（第1号）、第1条第1項中3億2,008万3,000円を2億2,308万3,000円に、128億7,062万9,000円を127億7,362万

9,000円に改めるとともに、第1表歳入歳出予算補正の表の一部を改めようとするものです。その詳細は歳入歳出補正予算事項別明細書に記載のとおり、歳出、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、18節負担金補助及び交付金に計上されている養護老人ホーム運営費に係る補助金の増額9,700万円を削除し、その財源も併せ歳入歳出とも9,700万円を減額しようとするものです。

本補助金の増額9,700万円を削除しようとする理由は次の3点です。1、これまでの質疑を通して本増額分補助金が客観的に公益上必要であると確認をすることができなかったこと。2、本増額分補助金の対象経費の算定に当たり、令和6年度に支出されない経費を含めていることは、当別町社会福祉法人の助成に関する条例及び予算会計年度独立の原則に照らして適切ではないこと。対象経費といいますか、積算根拠に当たりということでございます。3点目、現在施設で暮らされている高齢者や従業員の方々の生活確保のため取り得る手段は、本増額補助金以外にも存在をすること。

以下、この3点についてご説明をいたしますが、その前に1点申し上げます。現在本補助金の対象となる社会福祉法人が運営している施設で生活をされている方々の安定した生活の確保が重要であるという点では、私は町と全く同じです。また、この点はこの議場にいらっしゃる全ての議員の方々が全く同じ認識を持たれているものと考えています。そして、今回の一連の経緯については福祉部を中心とした職員の方々は今年の2月頃から真剣な努力を積み重ねてこられました。また、4月中旬にこの経緯が議会側に明らかになってからの1か月間、議員間でも様々な議論がありました。全ての関係者の方々がよりよい解決策を得るべく努力をされてきたことには深く敬意を表します。ただ、本当に残念なことは、これほど重要な案件をなぜこのような短期間で議論をせざるを得なくなってしまったのかということです。町は機会と一定の責任があったにもかかわらず、この状況を把握することができず、私自身議員となってから毎年の予算決算で300万円の運営費補助金を目にはしていましたが、それほど注意を向けていませんでした。この点は深く反省をしております。

一方、当該社会福祉法人はその一部の事業を過去に町から移管されたとはいえ町とは別個の法人です。日々その状況を把握している経営陣は、より早い時期からこの事態を認識し、施設で生活されている方々の安定した生活の確保のために、そして日々懸命に働かれている従業員の方々のためにありとあらゆる手を尽くされてしかるべきところ、結果としてこのタイミングで町による公的な支援を求めることになりました。法人としてその責任をしっかりと認識し、施設で生活されている方々や従業員の方々の安定した生活の確保のために適切な執行体制の下、必要な判断を速やかにされることを強く希望いたします。

では、本修正案の提案理由、1点目からご説明をいたします。これまでの質疑を通して、残念ながら本増額分補助金が客観的に公益上必要であると私は確認をすることができませんでした。普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては寄附、または補助をすることができますが、これは全くの自由裁量ではなく、客観的に公益上必要であると

認められなければならないとされています。公益上の必要性については、必要性、妥当性、有効性、公平性など様々な観点があります。運営する施設の特異性からくる一定程度の補助対象の適切性や、現在入居されている方々の暮らしを守るという必要性は一定程度理解をいたします。しかし、補助金以外の選択肢は全く検討されておらず、事業内容や対象経費、積算根拠の妥当性、他事業者との公平性など懸念点が多くなり、客観的に公益上必要と確認をすることはできませんでした。特に本増額補助金について1回限りであるとの説明が産業厚生常任委員会でもございましたが、入居されている方々の暮らしを守るという観点からは、今後も同様の必要性が生じることは十分に考えられます。しかし、今回は補助をする必要があり、今後においては補助をする必要は発生しないという合理的な根拠はありません。入居されている方々の暮らしを守るという必要性を重視するのであれば、今後も同様の補助をする可能性があることを認めるのが筋です。

次に、理由の2点目です。本増額分補助金の対象経費の算定、積算根拠に当たっては令和6年度に支出されない経費を含めていることは当別町社会福祉法人の助成に関する条例及び予算会計年度独立の原則に照らして適切ではないと考えます。この点、常任委員会でも質疑をしまして、町の考え方と解釈、認識に開きがあることを確認しております。私は、このように考えております。町が行う助成金は単年度ごとに支出されるもので、令和6年度の補助金は令和6年度中の事業期間内に支出される経費に対して補助が行われることが原則です。これは、公会計における会計年度独立の原則によるものです。仮に補助金として支出するならば、今年度の養護老人ホーム事業の損失分を補填するなど公会計の原理、原則に基づいた構成で予算を提案すべきであると考えます。複数年にわたって支出の枠を確保する必要があるのなら、債務負担行為を利用することもできます。原理原則により適合した方法を取り入れたにもかかわらず、あえてこのような提案をされたことが残念でなりません。なお、常任委員会の説明では過去の損失分と、これから3年間で発生するであろう損失はあくまで積算根拠であり、運営費として当該法人で支出されている限り、法人において次年度以降に向けた積立てとしても差し支えないとの説明であったと承知しております。そうしますと、運営費補助の対象となるのは養護老人ホームの今後3年間の収支不足という理解になると考えられます。当該事業は収入がある事業であり、今後3年間の収支不足は町の説明資料でも7,380万円ですので、9,700万円とは依然乖離をしています。

理由の3点目は、現在施設で暮らしている高齢者の生活確保のため取り得る手段は、本増額分補助金以外にも存在することです。現在施設で暮らしている高齢者の生活の確保が今回の補助の最大の目的との説明を繰り返し受けております。その点には全く同意であります。しかし、それと現在の経営形態の維持とは同じことではありません。法人への補助だけでなく、運営形態の変更など様々な方法があり得ます。全国には法的な処理をした上で事業は継続し、入居者の生活をきちんと確保している事例もあります。しかし、これらの手法について全く検討されていません。施設で暮らしている高齢者の方々の生活の確保が最大の目的であれば、これまで町は何をしてきたのかという指摘もせざるを得ません。

当該養護老人ホームの民営化に当たっては、平成12年12月議会、福祉部長から福祉部からの答弁として老人ホーム設置の目的の実現や法人の事業及び会計の適切な運営について今後も引き続き行政として役割を果たしていく、社会福祉法の58条に基づいて道と連携を取りながら適正な運営を確保できるように今まで以上に北海道と連携を取りながらこういう部分についての助言だとか監督権を行使していきたいと答弁がありました。しかし、実際に行われてきたことは、毎年300万円の補助金を支出し、それが養護老人ホームの事業に充当されていることを確認するのみで、法人の事業及び会計の適切な運営について十分な役割を果たしてきませんでした。結果論かもしれませんが、当時の議会議論を踏まえれば、毎年提出される法人の決算書にきちんと目を通し、法人とコミュニケーションを取るべきであったのではないのでしょうか。少なくとも令和4年度決算書をしっかりと見ていれば、端緒をつかむことはできたのではないのでしょうか。仮にそれができなかつたとしても、遅くとも今年2月の法人との協議を経て同じ認識に立った、そこから新たな経営形態を模索するなど町としての主体的な動きはなく、予算について充実した審議時間を確保できる3月定例会でも提案や報告はなく、5月14日という日になって臨時議会で提案をし、そこで現在施設で暮らしている高齢者の生活確保のためには今この予算を通す必要があるとの説明をされています。ここからは、私は本当に施設で現在暮らしている高齢者の生活を第一に考える姿勢をうかがうことはできません。繰り返しになりますが、今回は補助をする必要性があり、今後においては補助をする必要性は発生しないという合理的な根拠はありません。入居されている方々の暮らしを守るという必要性を重視するのであれば、今後も同様の補助をする可能性があることを認めるべきです。今回限りという点にこだわるのであれば、入居されている方々の暮らしを守ることを本当に重視されているのか逆に懸念を感じてしまいます。現在施設で暮らしている高齢者の生活の確保のためには、その内容、金額を精査し、再提出することや、事業を継続しつつ新たな運営主体への速やかな移譲を含めた抜本的な対策を取るなど方策はあり、まだその時間は残されています。

以上の理由から、私は議案第1号中社会福祉法人への補助分9,700万円を減額する修正案を提案させていただきました。皆様の慎重なるご審議とご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（稲村勝俊君） ただいま提出者の説明が終わりました。修正案に対し、質疑を求めます。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（稲村勝俊君） なければ質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（稲村勝俊君） 異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時53分

○副議長（稲村勝俊君） 再開いたします。

これから原案及び修正案について一括討論を行います。

討論を求めます。原案に賛成者の方。

海野議員。

○2番（海野 学君） 令和6年第1回当別町議会臨時会、一般会計補正予算（第1号）に対して賛成の立場から賛成討論に参加いたします。

社会福祉法人に対する支援が案件に盛り込まれていることを知って、それから僅かな時間でしたが、勉強会を通じて経営状態を理解いたしました。先ほど佐藤議員のほうから、修正動議に対して強く同じ思いではあります。しかし、今求められているのは現在入居されている高齢者の方々の生活の確保のため施設の運営を継続させ、高齢者の方々を路頭に迷わせないためです。また、さらにこれからの高齢化社会が急速に進む中で町民福祉の確保のために大きな役割を果たすことが期待され、町にとって民間であっても貴重な財産と考えています。これらの目的を達成するために貴重な財源を執行するに当たっては、施設入所者保護、緊急的措置の観点から遅滞なく運営資金を措置し、新たな経営体制の構築を促し、再建計画の確認の上一定の支援を行い、町においても進行状況を見極め、助言、アドバイスが重要であると考えています。よって、本案は当別町の福祉向上、維持に期待する町民の願いに応え得るものと考えています。慎重な予算の執行も望まれていると考えています。

以上の理由を申し上げて、補正予算議案（第1号）に賛成いたします。議員各位のご賛同、ご理解をお願い申し上げまして賛成討論といたします。

○副議長（稲村勝俊君） 次に、原案及び修正案に反対の者を求めます。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（稲村勝俊君） 原案に賛成者、修正案に賛成者、次に賛成者の討論を求めます。

櫻井議員。

○4番（櫻井紀栄君） 議案第1号 令和6年度当別町一般会計補正予算（第1号）に対する修正案に対して賛成の立場から討論を行います。

賛成理由を述べます。まず、補助金拠出の理由として養護老人ホームの収支不足が原因であり、平成30年度以降収支不足が続いていたとあります。今までの法人の経営努力は認めます。しかし、町が運営を移譲した経緯を踏まえて支援を行うのであれば、法人の危機的状況をしっかりと把握し、毎年拠出している補助金の金額変更など対応策が取れていたはずですが、このような結果になってからの金額の大変大きい単年度支出は認めることができません。また、コロナ禍における収益の影響も今までたくさんのコロナ対応策の補助金を拠出できるタイミングがありました。移譲した経緯があるのであれば、なおさら法人と

の相談や情報を共有し、対応策を講ずることができたはずで。また、経営安定化に向けた法人の取組である計画がきちんと示されてからではないと補助金の拠出はすべきではないと考えます。入所されている高齢者や職員の方が不安なく安定した生活ができるようにするには赤字補填すればいいというだけではなく、その先の計画が何より重要であると感じます。これはこの法人だけではなく、補助金という性質を持った以上計画があるのは当たり前であり、補助金そのものの効果が認められません。よって、全額一括支援すべきではなく、様々な議論や綿密な計画を持って金額や手段を検討すべきであると感じます。まずは、経営基盤を強化するために最低限必要な金額を精査し、毎年拠出している金額の上乗せを行ったり、当別における養護老人ホームのサービスの在り方を含め、ほかの手段を視野に入れ検討すべきです。

以上を申し上げて、令和6年度当別町一般会計補正予算（第1号）に対する修正案賛成討論といたします。

○副議長（稲村勝俊君） 次に、原案に賛成者求めます。

佐々木議員。

○5番（佐々木常子君） 議案第1号、令和6年度一般会計補正予算の原案に対しましての賛成討論をさせていただきます。

社会福祉法人への補助金についてですが、一番大切なことはそこに居住している高齢者の方々の生活を守ることです。また、そこで働く方々を守ることです。そのために今町からの補助金が必要であると考えます。また、養護老人ホームの民営化の折、以前の建物が古く、そして傷み、新しく建て替えることが条件であったにもかかわらず、その助成がなされていない、そしてはっきりと赤字の見通しであったことを考えると町にも責任の一端があると思います。よって、今回の町からの補助金は適切な判断であったと考えています。この補助金の使い方については、しっかりと見定めていかななくてはならないと思います。居住している高齢の方々、働いている方々を守るため、この補助金の提案に賛成いたします。

以上でございます。

○副議長（稲村勝俊君） それでは、次に修正案に賛成者の方。

芳形議員。

○3番（芳形幸夫君） 議案第1号 令和6年度当別町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議に賛成する討論を行います。

賛成理由を述べます。養護老人ホーム長寿園の収支不足に係る社会福祉法人当別長生会に対して支援ということですが、このことに関して私どもの強い思いは、支援するに当たってのこれまでの事業運営の経緯、経過状況の正確な把握及び解明がなされていないと捉えています。経営の基盤強化を速やかに図る必要があるためという考えは共有できます。しかしながら、示されたことに関しては疑問を抱かざるを得ず、ゆえに経営の基盤強化に伴う支援については、私どもは確信を持って町民への説明をするという思いから当別長生

会への支援は私自身が確信を持って町民に納得できる説明ができないという考えです。そうでもありますので、支援についてはいま一度振出しにという考えです。支援が必要なことは重々承知しています。であるなら拙速と思える支援ではなく、事業方針に基づく討議を行い、深く踏み込んだ再建計画こそが必要と私どもは訴えます。そのためには慎重に審議する時間が必要であり、まだ幾分の猶予があると考えますが、いかがでしょうか。地域住民の利益と福祉のために活動する、これは我が党の規約、条文に明記されている地方議員である私の役割です。町民の大切な税金の使われ方に納得できる支援策をぎりぎりまで審議を行い、検討いたしましょう。当別長生会の入所者が大切、職員が大切なことは議員の方々も同じ思いだと思います。同じ考えだと思います。町民が納得できる説明について確信を持って行えることが大事なことだと考えます。以上のことから、私は修正動議に賛成いたします。

賛成討論を終わります。

○副議長（稲村勝俊君） 次に、原案に賛成の討論を求めます。

秋場君。

○10番（秋場信一君） このたびの議案第1号賛成討論として今回述べさせていただきます。

このたびの原案に対して私は賛成の立場で発言しますが、福祉部提案、町提案の養護老人ホーム運営費補助金、これらは町から経営移譲する時点でそもそも無理があったことを十分考慮したものであり、何より施設を利用している人たちと働く人たちの生活を守るため、絶対に必要な補助金と考えます。原案が示した数字の根拠は私としては妥当であり、理解できることであり、これを措置した補正予算、これらに賛成すべきと考えております。議員各位の賛同を求めます。よろしくお願いいたします。

○副議長（稲村勝俊君） 次に、修正案に賛成の討論を求めます。

角田君。

○1番（角田広佑君） 私は、執行部より提出された令和6年度当別町一般会計補正予算における修正動議に賛成する立場から討論を行います。

まず、今回執行部より上程された補正予算案については、養護老人ホームの事業運営に対し、過去14年に遡って発生した負債の充当と今後3年間に予想される支出経費に充当されるとの説明がありましたが、本来想定される経費を見越した補助金設定にはしかるべき積算根拠を示す必要があると考えます。しかしながら、今回上程された補正予算案においては養護老人ホームに対し事業転換を図るという法人の方針が示されていますが、その根拠となる明確な資料や改善計画の内容の提示がないため、判断に至るものが示されていないことは明らかです。

また、本来補助金は単年度による拠出が望ましく、本件のような複数年にまたぐ補助金支出においては単年度ごとに拠出となる積算根拠を都度示した上で当初予算ないし補正予算でのその必要性を都度審議の上、拠出するべきものであると考えます。さらに、今後の

養護老人ホームの在り方についても議論の余地もないままに多額の補助金を拠出することにも懸念を感じざるを得ません。養護老人ホームは、環境上の理由や経済的理由により自宅での生活が困難な高齢者が市区町村の措置により入所する施設であります。ここに記されている環境上の理由とは主に高齢者虐待事例や家族関係の不調、身寄りがいない状態などを指し、また経済的理由については日常生活を営む資金がない方や生活保護世帯などがあります。まさに高齢者の権利と尊厳を守る施設として、その役割は重要であると言えます。

しかしながら、厚生労働省の資料によりますと、特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの入居者数が年々増加しているのに対し、養護老人ホームの利用者は平成12年からほぼ横ばい状態となっています。高齢者は確実に増加していることから、本来養護老人ホームの入居者数も増加しているはずですが、それでも利用者数が伸びない理由はなぜか。その理由の一つとして、これまで高齢者施設で必須とされていた保証人の存在です。さきに示した身寄りがいない高齢者等は保証人を選任できず、賃貸契約を締結できないという課題が長きにわたりありました。その課題に対し、国土交通省では住宅確保要配慮者居住支援法人、以下居住支援法人と呼称します。これを指定し、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者などの住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図り、家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供、相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人を都道府県が指定するものです。また、国からは居住支援法人に対し、補助金の形で支援措置を行っています。この制度により本来身寄りがいないことで住宅の賃貸契約や有料老人ホームとの利用契約が締結できず、養護老人ホームへの入所を余儀なくされていた高齢者も居住支援法人の支援を受けることで賃貸住宅に入居し、施設入所によらない自由な生活が実現されています。結果、本来養護老人ホームへの措置入所が適当であった利用者が居住支援法人を利用するケースが増えています。刑務所からの出所者や保護観察所の被保護観察者、さらには自治体行政までもが煩雑な手続で利用までの時間がかかる養護老人ホームへの措置入所の検討よりも迅速な対応が可能な居住支援法人への相談に至る状況にあり、今後もこの状況は継続するものと考えられます。また、虐待事例の対応等緊急性を要する場合においては、特別養護老人ホームにおける措置が現存していることから、セーフティーネットとしての措置対応は維持できるものと考えています。以上の事情を鑑みると養護老人ホームの本来的な役割は変遷を迎えており、今後の事業継続に資する補助金拠出についてはより一層の情勢分析や研究を行うことが必須であることは言うまでもありません。今回の補正予算編成の目的である利用者の生活確保は当然理解しており、その点はこの議場にいる全ての方が同じ思いを持っていることは確かです。だからこそ、まずは緊急的に支援を行うことは妥当と考えますが、複数年にまたいでの補助金拠出はふさわしくないと考えます。

以上の意見を持って修正動議に賛成を表明いたします。

○副議長（稲村勝俊君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（稲村勝俊君） 討論を打ち切ってご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（稲村勝俊君） 異議なしと認め、討論を打ち切ります。

これより議案第1号 当別町一般会計補正予算（第1号）の採決を行います。

本案に対する佐藤君ほか3人から提出された修正案について、起立により採決します。

本修正案の賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（稲村勝俊君） 起立少数です。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（稲村勝俊君） 起立多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時17分

○議長（高谷 茂君） 再開します。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第8、議案第2号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第2号 令和6年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに3,843万円を増額し、その総額を1億521万8,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

今回の補正予算は、令和5年度当別町介護サービス事業特別会計の収支において歳入不足となるため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、令和6年度会計の歳入を繰り上げて充てるための措置を講じたもので、歳出といたしましては前年度繰上げ充用金3,843万円を増額し、その財源といたしましては繰入金3,843万円を増額いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切らせて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

令和6年第1回当別町議会臨時会を閉会いたします。

（午後 3時19分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和6年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員